

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1)事業名

令和7年度建委第2号(商) 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

(2)事業の目的

道の駅すくもサニーサイドパークにおいて、令和9年度に開業を予定している物産館の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容、能力等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される設計者を選定し、本県の食や観光などの魅力を効果的に発信する拠点とするための設計業務を委託するもの。

(3)事業の内容

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(4)委託期間

委託契約締結日から令和7年9月30日まで

2 見積限度額

1,749千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領(以下「審査要領」という。)」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、別途定める審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、候補者と市は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と市が交渉を行う。

5 資格要件

この業務に参加できる者は、次の要件を満たす者とする。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合、その時点で失格とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(2)参加意向申出書等の提出時において、宿毛市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

※ 参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結までの間に、宿毛市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする

(3)宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成24年宿毛市規則第28号)第4条各号のいずれにも該当する者でないこと。

(4)次の資格を有すること。

高知県入札参加資格(建築関係建設コンサルタント業務)

(5)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(6)構成員が、本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。また、協力事務所(参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所)を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。

(7)次のいずれも行っていない者であること。手続を行った者にあつては、その手続開始後に市長が別に定める手続により、資格の再認定を受けている者であること。

① 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申立て

② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、会社更生手続開始の申立て

③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく、特定債務等の調整に係る調停の申立て

④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立て

(8)商業施設等における類似の設計・監理等の経験を有すること。

(9)総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、本業務に関し、一級建築士の資格を有する主任技術者(意匠担当)を専任として配置できること。加えて、総括責任者及び主任技術者ともに、(8)の経験を有すること。

(10)このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

6 質疑と回答

質疑は令和7年6月9日(月)17時00分までに、別紙1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和7年6月13日(金)までに宿毛市公式ホームページに掲載する。

＜提出先＞

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、次表に掲げる書類により申し込むこと。

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

提出書類の名称	備考
(別紙2)参加申込書	A4縦、片面 (別紙2-1から2-7までを含む一式)
建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類	建築士事務所登録証明書(写し)

(2) 提出方法等

ア提出方法

持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)又は、電子メール

電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ提出期限

令和7年6月17日(火)12時00分(必着)

ウ 提出先

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

(3) 資格要件の確認

商工観光課で、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和7年6月23日(月)をめぐりに電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(市の閉庁日を除く。)以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことに対

しての説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(市の閉庁日を除く。)以内に、書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

「審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、7月中旬までに審査委員会(プレゼンテーション)の参加者に文書で通知する。また、参加者が6者以上の場合に実施する一次審査(書面審査)の結果は、令和7年7月8日(火)までに電子メールで通知する。なお、審査結果は宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

＜宿毛市情報公開条例＞

https://www.city.sukumo.kochi.jp/reiki_int/reiki_honbun/o309RG00000064.html

12 日程(予定)

- ・6月2日(月) 募集要領広告・募集開始
- ・6月9日(月) 17時00分必着質疑書提出締切
- ・6月10日(火) 質疑書への回答をホームページに掲載
- ・6月17日(火) 12時00分必着参加申込書提出締切
- ・7月1日(火) 12時00分必着企画提案書提出締切
- ・7月中旬 一次審査(書面審査)※参加者が6者以上の場合のみ実施
- ・7月中旬 一次審査(書面審査)結果通知
- ・7月中旬 審査委員会(プレゼンテーション)
- ・7月中旬 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1)提出された書類は、返却しない。

(2)提出された書類は、必要に応じ複写(市及び審査委員会での当該業務における使用に限る。)する。

(3)提出された提案書等は、宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく情報公開請求があった場合、及び議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、参加者がそれに該当すると考える情報を企画提案書の提出時に非開示理由書(別紙3)を合わせて提出すること。ただし、開示・非開示の判断は非開示理由書に基づき行うものではなく、非開示理由書を参考に同条例に基づき

市が客観的に判断する。

(4)本業務の委託契約の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

15 その他

(1)参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(2)企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。

(3)次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

ア提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ審査委員、宿毛市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4)やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知とする。

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計委託業務
公募型プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地
事業者名
担当者職・氏名
電話番号
E-mail

<質疑内容>

提出期限：令和 7 年 6 月 9 日（月）17 時 00 分まで

提出先：宿毛市商工観光課

担当：鎌田

TEL：0880-62-1242 ※メール送信後、電話にて着信確認をお願いします。

E-Mail：kanko@city.sukumo.lg.jp

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計委託業務 公募型プロポーザル参加申込書

(業務名) 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計委託業務

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本設計委託業務公募型プロポーザルについて、関係書類を添えて参加申込書を提出します。

なお、道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本設計委託業務公募型プロポーザル募集要領及び宿毛市がプロポーザルに関して定める規定を遵守し、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約するとともに、この申請書のすべての記載事項及び提出書類の内容が事実と相違なく、また、参加者の資格要件を満たしていることを誓約します。

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

(建築設計事務所名)

(共同企業体名)

(代表者)

住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名 氏名

(構成員)

住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名 氏名

※単独で参加する場合、(共同企業体)、(代表者)、(構成員)等の記載を削除すること。

※共同企業体を企画提案書提出期限までに組織する場合は、「共同企業体名」を「共同企業体予定名」として予定している共同企業体の名称を示し、代表者のみ記名し、「構成員」を「構成員予定者」として予定している構成員を記入してください。

会社概要

(単独 / 共同企業体の 代表者 ・ 構成員) ※いずれか○印をつけること

令和 年 月 日現在

営業の種類		事務所名 代表者名 住 所 TEL _____ FAX _____			
本件の担当者氏名 (フリガナ) 氏 名		TEL _____ FAX _____ 電子メールアドレス _____			
技 術 職 員 ・ 資 格 ・ 人 数					
分 野	資格・担当	人 数	人数計	合 計	
建 築	一級建築士	意 匠	人	意匠	人
		構 造	人		
		積 算	人		
	構造設計一級建築士	意 匠	人	構造	人
		構 造	人		
		積 算	人		
	一級建築士以外の者	意 匠	人	積算	人
		構 造	人		
		積 算	人		
			(小計	人)	
電気設備	設備設計一級建築士		人	設計	人
	技術士・建築設備士		人	積算	人
	その他		人	(小計	人)
機械設備	設備設計一級建築士		人	設計	人
	技術士・建築設備士		人	積算	人
	その他		人	(小計	人)
			(小計	人)	
その他 (土木・造園等の技術職員)		人	人	人	

- 備 考
1. 複数の資格を有する職員についてはいずれか一つの資格の保有者として重複しないこと。
 2. 複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記入すること。
 3. 共同企業体の場合、代表者、構成員それぞれ作成すること。

設計業務実績

法人名：

(※共同企業体の場合、代表者の実績)

業 務 名		発 注 者	受 注 形 態	施 設 の 概 要			設計 業務 完了 年月
				用 途	構 造 規 模 延床面積	完 成 年 月	
1					m ²	年 月	年 月
2					m ²	年 月	年 月
3					m ²	年 月	年 月
4					m ²	年 月	年 月
5					m ²	年 月	年 月
6					m ²	年 月	年 月
7					m ²	年 月	年 月
8					m ²	年 月	年 月
9					m ²	年 月	年 月
10					m ²	年 月	年 月

- 備 考 1. 商業施設等における類似の設計・監理等業務の新設、改装工事の実績を完成年月が新しいものから記載すること。
2. 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。
3. 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記述すること。(例：RC造－4／1)

設計業務実績（詳細）

法人名：

(※共同企業体の場合、代表者の実績)

別紙 2 - 2 に掲げた設計業務実績の中からいずれか 1 つを選び、写真等を使用し、その設計コンセプト、施設の特徴等を簡潔に記載すること。

業務名及び施設の名称：

- 備考
1. 本様式（A 4 判縦）2 枚以内にまとめること。
 2. 使用する写真等の種類・数
外観写真／3 点以内，配置図・代表階平面図／各 1 点，特徴的内部写真／3 点以内

受賞実績

(単独・共同企業体代表者) ※いずれかに○をつけること

	受賞名称	業務内容	延床面積	受賞年
1			m ²	
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	
5			m ²	
6			m ²	
7			m ²	
8			m ²	
9			m ²	
10			m ²	
11			m ²	
12			m ²	
13			m ²	
14			m ²	
15			m ²	

- 備考 1. 受賞名称、業務内容、当該建築物の延床面積及び受賞年（和暦）を記入すること。
 2. 公共団体、建築学会及び建築設計団体などが行う建築コンクール等の受賞実績を 15 以内で記載すること（国内外を問わない）。

総括責任者の設計業務実績

分担 氏名・年齢 資格	業 務 実 績				主 な 業 務 内 容
	施設名称 (用途)	構 造 ・ 規 模 延床面積	従事 期間	立場	
総括責任者 氏名： _____ 年齢： ____才 経験年数： _____年 保有資格： 一級建築士 第 _____号 その他資格 (_____) 第 _____号	1		HOO ～ HOO		
	2		～		
	3		～		
	4		～		
	5		～		
	6		～		
	7		～		
	8		～		
	8		～		
	10		～		
＜受賞歴（受賞年）・その他特記すべき実績＞					

- 備 考
1. 商業施設等における類似の設計・監理等業務の新設、改装工事の実績を完成年月が新しいものから記載すること。
 2. 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記述すること。（例：RC造－4／1）

主任技術者の設計業務実績

(意匠担当 構造担当 設備担当) ※いずれか○印をつけること

分担 氏名・年齢 資格	業 務 実 績				主 な 業 務 内 容
	施設名称 (用途)	構 造 ・ 規 模 延床面積	従事 期間	立場	
主任技術者 (担当) 氏名 : _____ 年齢 : ____才 経験年数 : ____年 保有資格 : 一級建築士 第 ____ 号 その他資格 () 第 ____ 号	1		HOO ~ HOO		
	2		~		
	3		~		
	4		~		
	5		~		
	6		~		
	7		~		
	8		~		
	9		~		
	10		~		
<受賞歴 (受賞年)・その他特記すべき実績>					

- 備 考
1. 組織する設計担当チームの専門分野別の主任技術者についてそれぞれ作成すること。
 2. 商業施設等における類似の設計・監理等業務の新設、改装工事の実績を完成年月が新しいものから記載すること。
 3. 構造・規模は、構造種別ー地上階数／地下階数を記述すること。(例：RC造ー4／1)

協力事務所の概要

(枚中 枚目)

事 務 所 名			代表者名	
所 在 地				
担当業務分野				
業務の 具体的内容				
① 建築士事務所、共同企業体の 代表者で行った 主な実績	施設名称（用途）	構造・規模 延床面積	主な業務内容	
		m ²		
②単独の主な実績	施設名称（用途）	構造・規模 延床面積	主な業務内容	
		m ²		

- 備 考 1. 協力事務所が複数ある場合は、本様式を複製し記入すること。
 2. 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記述すること。（例：RC造－4／1）

宿毛市長 中平 富宏 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名

宿毛市情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を 具体的に記入してください。

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 令和7年度 建委第2号(商)
道の駅すくもサニーサイドパーク物産館
新築工事基本設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館
- (2) 敷地の場所 宿毛市小筑紫町田ノ浦 1244-10
- (3) 施設用途 商業施設

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用とする。

4. 委託期間 契約日の翌日から令和7年9月30日までとする。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 14,729 m²
- b. 用途地域及び地区の指定 都市計画区域外

(2) 施設の条件

- a. 物産館(新設)
 - 7) 施設の延床面積 120m²程度
 - 4) 主要構造 提案による
- b. 既設管理棟
 - 7) 改修する面積 36.0m²

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 80,000 千円(税込)※什器・備品類除く
- b. 建設工期 令和8年6月～令和8年12月(予定)

(4) 設計の条件

設計と条件については、下記の資料による。

- a. 基本計画書 別添-1
- b. 設計と条件 別添-2
- c. 付近見取図 別添-3
- d. 既存建物配置図・平面図 別添-4
- e. 既設管理棟平面図 別添-5

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年改訂）による。

1. 設計業務の内容

a. 基本設計

- 1) 全体的な計画及びゾーニング計画（配置レイアウト、空間デザイン、動線等）
- 2) 店舗デザインの検討・作成（店舗内外配色、壁・天井・床等の仕様、サイン・装飾等）
- 3) 什器・備品類の検討
- 4) 設備計画（機械、電気、照明、調理器具、音響、給排水、空調等）
- 5) 外構計画
- 6) 概算工事費の作成（什器・備品類含む）
- 7) イメージパース、スケッチ等の作成（店舗内、外共）
- 8) その他、基本設計に関する標準業務

b. その他業務

- 1) 地質調査業務 スクリューウェイト貫入試験（GL-5m程度 5ヵ所）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 地質調査業務は、JISA1221（スクリューウェイト貫入試験）に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則との規定によるほか、下記の基準等に準拠する。なお、各基準等の年版等については最新版のものとする。

a. 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、フ・ホーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a. 管理技術者、照査技術者届
- b. 技術者経歴書(管理・照査)
- c. 業務実施体制
- d. 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針
- e. フ・ホーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、フ・ホーザル方式により業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とする

- 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本設計業務委託に関するフ・ホーザル実施要領による

技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し発注者の了解を得なければならない。

(5) 貸与品等

本業務において、当市の貸与できる資料は以下のとおりである。ただし、貸与した資料は、本業務以外への使用又は転用をしてはならない。

- a. サニーサイドパークリニューアル工事実施設計図（R4 年度建設）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 成果物の提出時期

基本設計図書の提出時期

令和7年9月12日

概算工事費の提出時期 令和 7 年 9 月 19 日

成果図書の提出時期 令和 7 年 9 月 30 日

b. 成果物の提出場所 (宿毛市都市建設課)

c. 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 業務完了後の協力等

次について委託者の要請があった場合、受託者はこれに協力する。

①現場説明の実施

②質疑回答書の作成

③設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合

④会計検査等への立会

e. 写真等の著作権の利用等について

受注者は写真等の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

①写真等は宿毛市の行う事務並びに宿毛市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真等を公表すること。

2) 写真等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

f. 本特記仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、業務を遂行するものとする。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	部数	製本形態	摘要
a. 建築(総合) ①建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積及び求積図	各 2 部	A3 二折製本 (A3 平綴じ)	A3 二折製本

敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 外構計画図 什器・備品図 ①工事費概算書(構造・外構含む) ①仮設計画概要書 ①概略工事工程表	各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	
b. 建築(構造) ①建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各 2 部	A3 二折製本	
c. 電気設備 ①電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ①工事費概算書	各 2 部 各 1 部	A3 二折製本 A4 ファイル	
d. 機械設備 ①電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ①工事費概算書	各 2 部 各 1 部	A3 二折製本 A4 ファイル	
成果物等	部数	製本形態	摘要
e. その他資料 ①透視図 ・ 模型 ①什器・備品リスト及びカタログ ①リサイクル計画書 ①各種技術資料 ①各記録書	一式 一式 一式 各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	外観、内観主要部

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
- : 電子データについても、CD-ROM 等に収め、併せて提出すること。
- : 電子データの提出は、CAD ファイル及び PDF ファイルとする。
CAD データの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式から jww 形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。
- : 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。
- : 工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館整備事業 基本計画書

1. 業務の趣旨・目的

道の駅すくもサニーサイドパークの来場者数は、令和 6 年度に 21 万人を超え、リニューアル前の平成 30 年度（約 8 万 3 千人）から大幅に増加し、本市の観光交流拠点としての機能を確実に発揮している。しかし一方で、「宿毛らしいお土産を購入したい」と望む観光客のニーズには十分に答えられておらず、現状では地域資源を活かしきれていない。

本業務は、地元産品や一次産品を活用した「宿毛ならではのお土産物」が手に入る物販機能を強化することを目的に、道の駅すくもサニーサイドパークの敷地内に「宿毛物産館」を新たに建設するための設計業務を行うものである。

2. 事業実施主体の概要

（1）宿毛市の概要

宿毛市は高知県の西南端に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた地域である。リアス式海岸が広がる宿毛湾は美しい景観と豊かな漁場を提供し、また、国内有数の透明度を誇る柏島（大月町）へのアクセス拠点としても注目されている。市内外からは、スキューバダイビング、釣り、サイクリング、だるま夕日といった自然体験を求めて多くの観光客が訪れている。

宿毛市は、四万十川（四万十市）や柏島（大月町）、足摺岬（土佐清水市）といった四国西南部の著名な観光地に囲まれた位置にあり、国道 56 号・321 号という幹線道路が交差する、いわば“西南観光ルートの結節点”である。この地勢的優位性により、観光客の多くが宿毛市を経由して周辺地を訪れている。

今後はこの「経由地」としての特性を活かし、観光客に“ただ通過するだけではなく、立ち寄ってみたいくなるまち”として印象づける観光施策を強化することが重要である。

宿毛市の産業は農業と水産業が中心で、とくに宿毛湾で水揚げされる鮮魚は県内外で高い評価を受けている。また、日照時間の長さを活かした柑橘類の栽培も盛んで、文旦や小夏はその品質の高さから贈答品としての需要も高い。

一方で、観光資源や交通アクセスに恵まれながらも、地域の特産品を観光客が手に取れる機会は限られており、宿毛の魅力が十分に経済波及効果として結びついていないという課題

がある。

(2) 宿毛市の主な特産品について

宿毛湾の鮮魚と水産加工品

アジ、サバ、ブリ、イカなど多種多様な魚種が水揚げされる宿毛湾は、県内有数の漁場であり、ブリやタイの沿岸養殖業も盛ん。最近では新鮮な魚介類を活用した加工品の開発・販売も活発化している。

宿毛の柑橘類

温暖な気候を背景に文旦や小夏などの柑橘類の栽培が盛んで、甘みと酸味のバランスに優れた果実は贈答品としても人気を博している。

(3) 当事業に至った経緯について

近年、四万十川、柏島、足摺岬といった目的地を目指して高知県西南部を訪れる観光客が増加しており、宿毛市もそのルート上に位置することから一定数の来訪者を得ている。

しかし、宿毛市内においては観光客が特産品を購入できる魅力的な物販施設が少なく、「通過されてしまうまち」となっている現状がある。すくも道の駅の管理棟内で物販を行ってはいるものの、什器・売場ともに面積が限られ、ニーズに応えきれていない。

こうした課題を踏まえ、本市では「宿毛に立ち寄ってよかった」と感じられる場を整備し、観光客の滞在時間の延長・消費の拡大につなげるべく、本事業を計画した。宿毛の特産品や加工品を一堂に集めた「宿毛物産館」の整備により、地域の魅力を発信し、観光と地場産業の好循環を目指す。

2 コンセプト

「宿毛と出会い、宿毛を味わい、宿毛を連れて帰る。」

地元特産品を通じて、宿毛の自然・文化・人を感じる体験を提供
訪れるすべての人に、「また来たい」と思ってもらえる滞在価値を創出
観光のハブ、地域の顔、そして未来の宿毛を育む場

3 概要

本事業では、道の駅すくもサニーサイドパークの敷地内に新たな「宿毛物産館」を整備する。観光客・地元住民がともに集い、宿毛の魅力を五感で感じることができる空間とし、以下の機能を実現する。

- ・地元特産品・加工品の販売
- ・軽飲食スペース
- ・テストマーケティングの受け皿
- ・観光・地域情報の発信拠点（インフォメーションハブ）

4 機能

● 地元特産品販売機能

宿毛産の水産物、農産物、加工品、地元工芸品などを中心に構成。「宿毛らしさ」にこだわった商品ラインナップを展開。

● 飲食提供機能

宿毛産の食材等を活かした軽食スペースを設置。観光客や地元住民が気軽に立ち寄れる、リラックスした滞在環境を整備。

● テストマーケティング機能

事業者・生産者が新商品を試験販売できる棚を設置。消費者の反応をリアルに把握し、フィードバックによる商品改良や開発促進を狙う。

● 観光情報発信機能（インフォメーションハブ）

市内観光地・飲食店・イベント等の情報を集約・発信。道の駅スタッフと連携し、宿毛滞在の満足度向上を支援。

5 運営

- ・指定管理者制度の活用を前提とし、地域に根差した運営体制を構築
- ・商品選定・仕入においては、生産者や地域事業者との連携を重視

6 期待される効果

宿毛物産館の整備により、以下のような効果が期待される。

- ・地元産品や特産品の販売強化を通じて、地域経済の活性化が図られる。
- ・生産者と観光客をつなぐ場となり、商品への理解と共感を促進する。
- ・宿毛の魅力を伝える空間として、訪れた人々に「宿毛ならではの」体験を提供する。

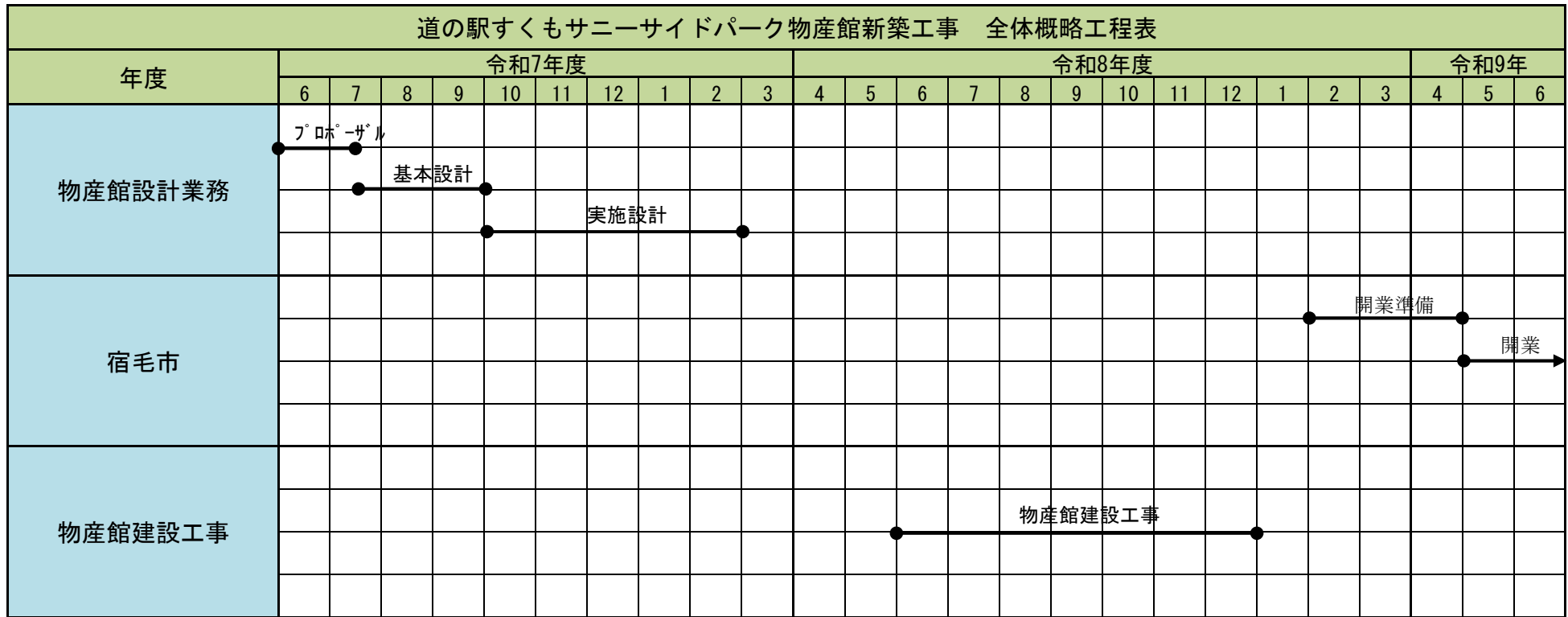
☆宿毛市は四万十、足摺、柏島などの人気観光地への経路上に位置しており、いわば高知県西南部観光の“要所”といえる。物産館がその地勢的な優位性を活かし、これまで単に通

過されていた観光客に対し、「立ち寄ってみよう」「ここでも何か見つけよう」と思わせるきっかけとなることで、宿毛市への滞在・回遊の促進が期待される。

さらに、観光案内機能や軽食スペースといった多機能性を持たせることで、観光客のみならず地元住民にとっても利便性の高い施設となり、交流人口の拡大と地域の賑わい創出につながる。

7 開設までの主なスケジュール(案)

別添 1-1 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事 全体概略工程表 参照



別添-2 設計付与条件

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館(以下「物産館」という。)に関する基本的な事項については、以下に掲げるとおりとする。また、「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本計画書」を参照のうえ、物産館の魅力を高めることのできる独自視点での提案を積極的に行うこと。

(1)コンセプト

宿毛と出会い、宿毛を味わい、宿毛を連れて帰る。

(2)基本的な考え方

地元特産品を通じて、宿毛の自然・文化・人を感じる体験を提供
訪れるすべての人に、「また来たい」と思ってもらえる滞在価値を創出
観光のハブ、地域の顔、そして未来の宿毛を育む場

(3)整備目標

- ・安全で、人にやさしく、利用しやすい施設
- ・信頼性の高い構造と安全設計により、来訪者の安心を確保。
- ・すべての来訪者が迷わず快適に利用できるよう、動線と表示に配慮
- ・ユニバーサルデザインに基づいた誰もが使いやすい施設
- ・くつろぎと憩いの空間を備えたレイアウトとし、軽食や休憩ができるスペースの整備

(4)機能

①物販

・市内の特産品や加工品の魅力が直感的に伝わるよう、季節やテーマごとの編集がしやすい売場構成とする。生産者のストーリーや背景が感じられる陳列を心がけ、「思わず手にとりたくなる」「つい誰かに贈りたくなる」商品演出を行う。買い物動線は入口から自然に奥へと誘導されるよう計画し、回遊しやすくすることで、売場滞在時間の最大化と購買体験の質を高める。市内事業者によるテストマーケティングやイベント販売にも対応可能な、柔軟性のあるスペースを設ける。

②軽食

地元産の素材を使った軽食やドリンク等を提供する軽食スペースを設置することで、物産品の“味”をその場で体験できる機能を持たせる。

湯煎や電子レンジによる簡易調理が可能で、誰でも手軽に使えるような衛生的かつ効率的な

厨房設備を整備する。

約 16 人が同時に喫食可能なスペース(可動式の長机やテーブルなど、形状は問わない)を確保する。

③情報発信

市内の飲食店や産地直売所の案内、近隣市町村の観光地情報など、地域全体の魅力を発信するハブとして機能するコーナーを設ける。

(5)物産館の内外装に関する基本的な考え方

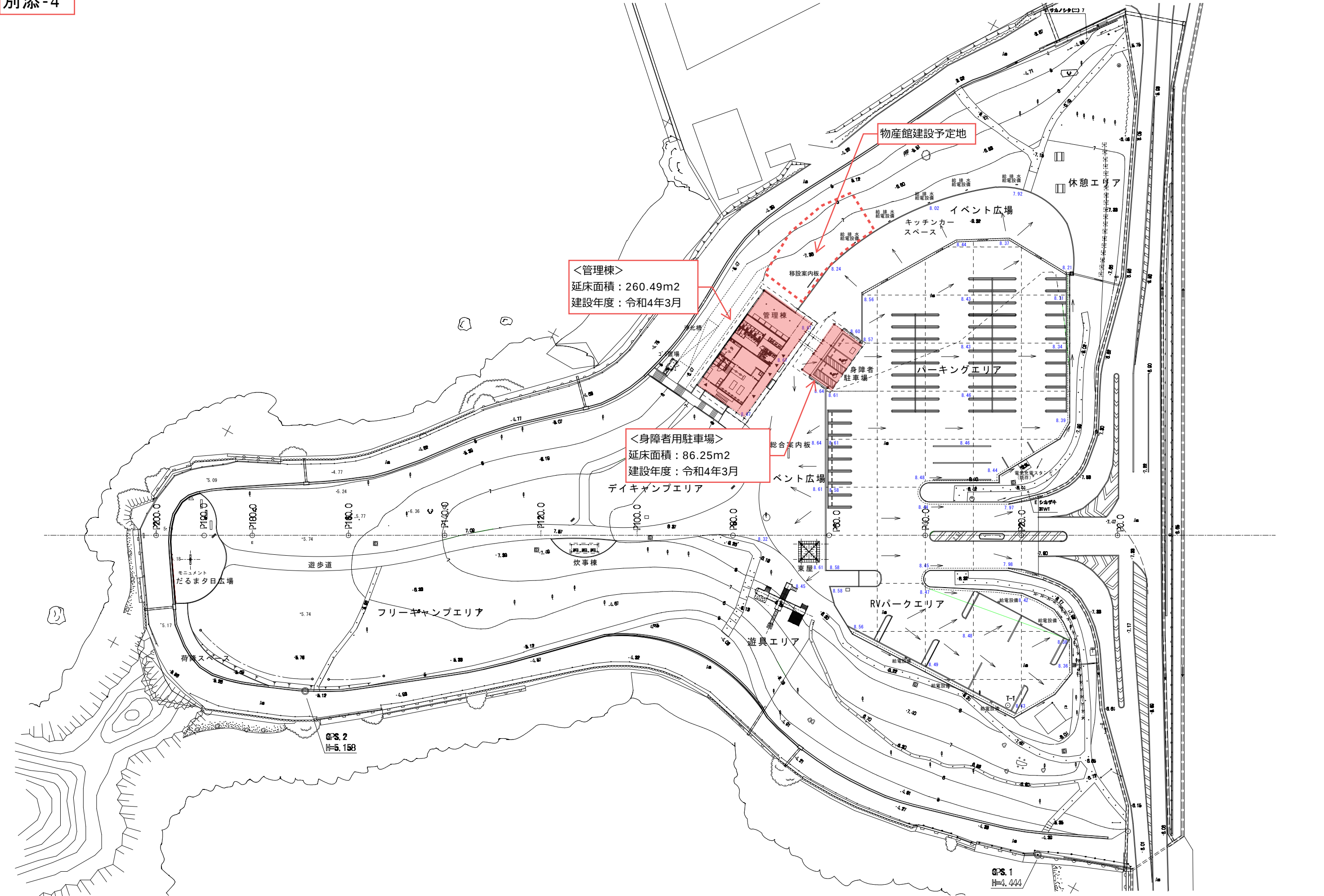
- ①宿毛湾の海をイメージの基調とし自然の豊かさを表現できるデザイン
- ②来訪者に宿毛の食の豊かさを想起させることができるデザイン
- ③お客様が売場に気づき、興味・関心を抱き、入店し、店内を回遊し、商品を選んで買いたいと思わせるVMD(Visual Merchandising)手法の活用
 - ・往来する歩行者を誘導する仕掛け
 - ・季節感を取り入れる等お客様に飽きられない仕掛け
 - ・季節ごとのレイアウト変更等に対応できる利便性
 - ・入店しやすく、物産館内での動線を配慮したレイアウト
 - ・商品を見比べて選びやすいレイアウトや陳列等
- ④木材の積極的な活用(特段の事情がない限り、県産材を使用すること)
- ⑤車椅子、高齢者、乳幼児等の利用を想定したユニバーサルデザインへの配慮
- ⑥建物北西側(海側)の眺望を活かした展望コーナーを設置する
- ⑦併設型または独立型(管理棟)として軽食スペースを設置
- ⑧施設内外に休憩スペースを設け、ゆったり過ごせる場を提供

別添-3

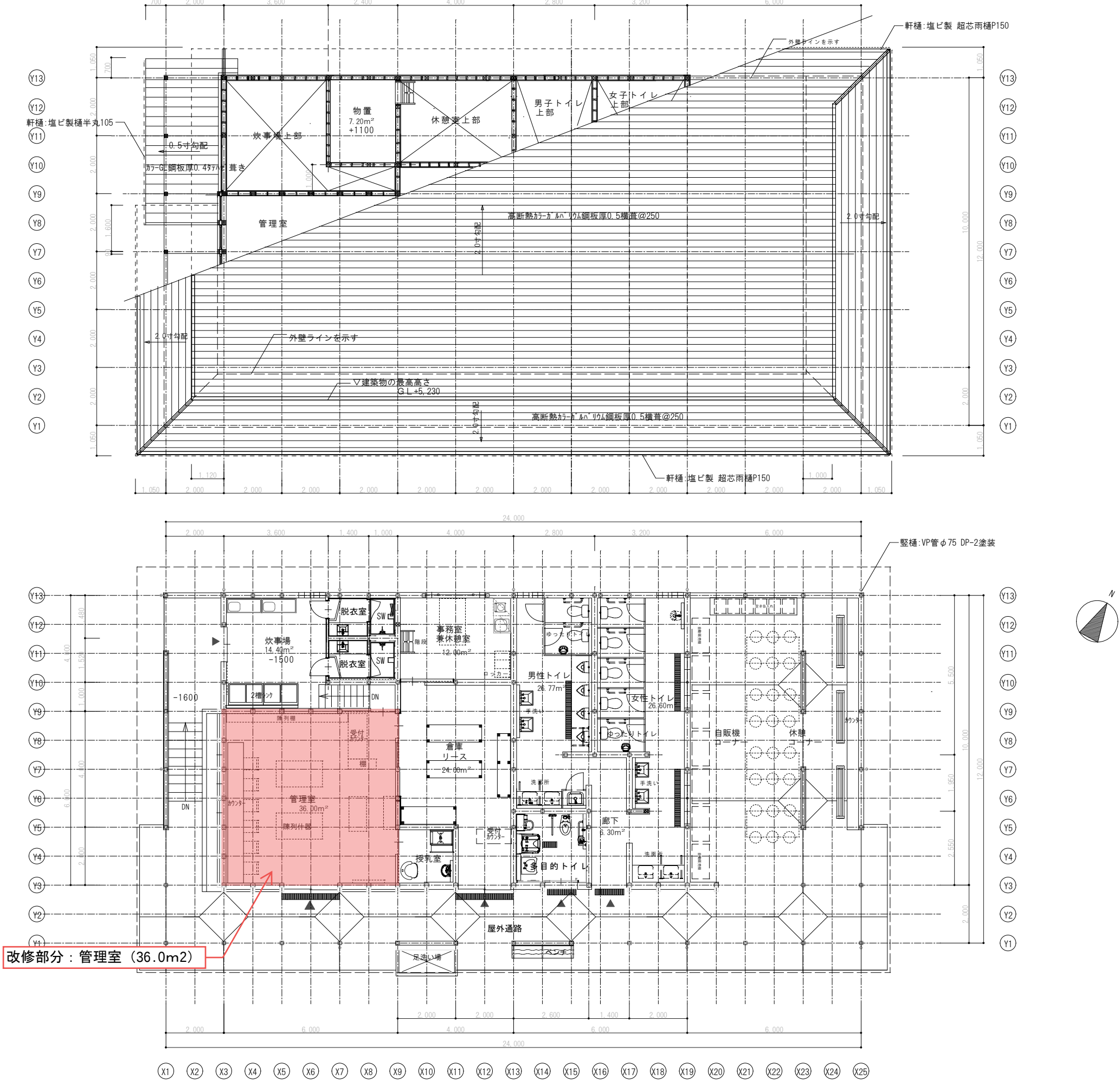


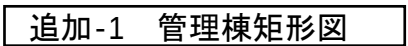
道の駅すくもサニーサイドパーク
宿毛市小筑紫町田ノ浦1244-10

付近見取り図

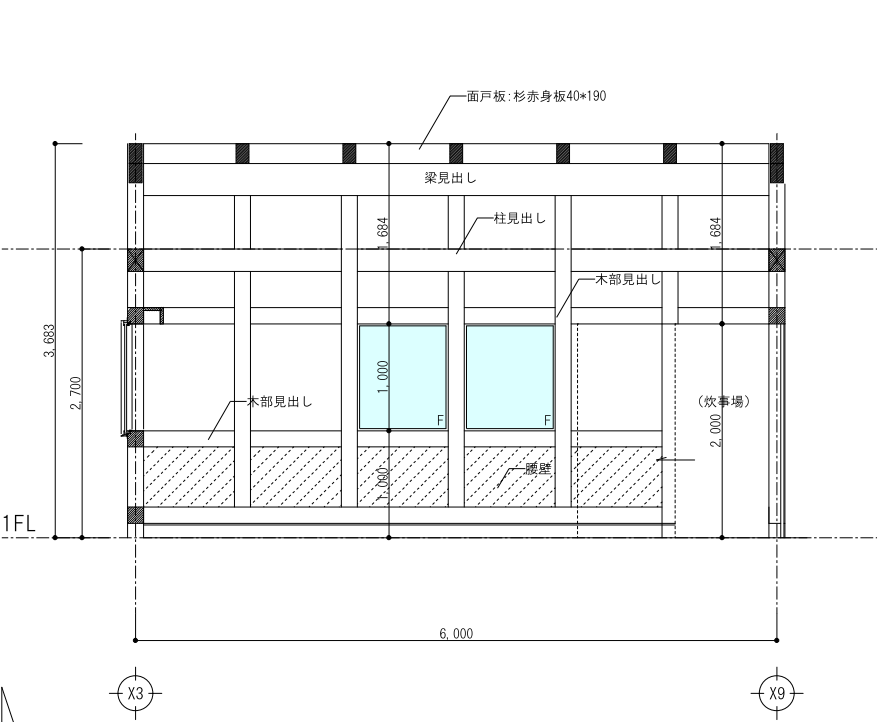


既存建物配置図・平面図



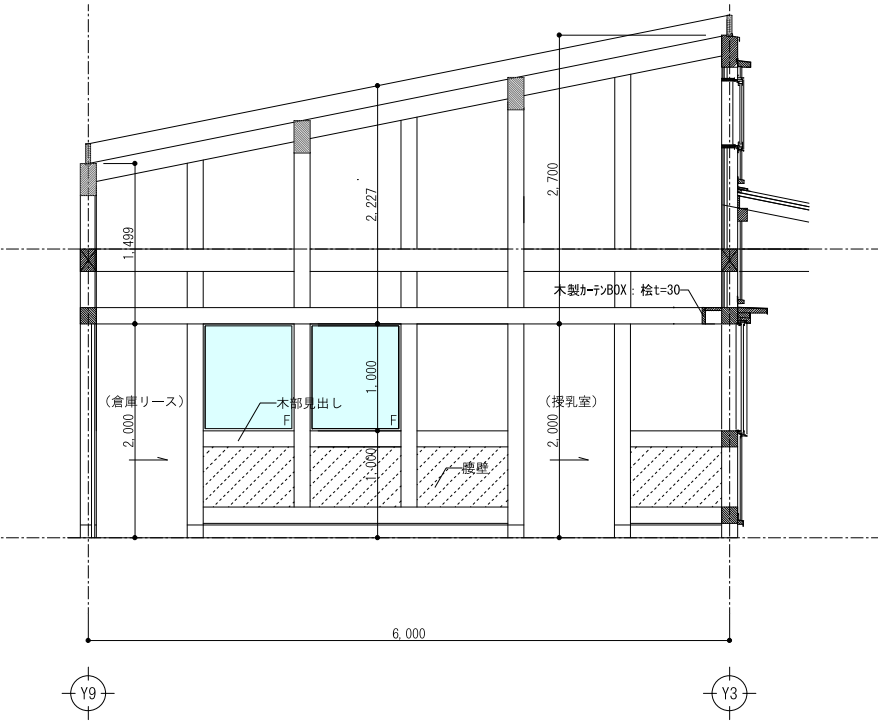


■ 仕上表	
部位	室名
	管理室
床	杉材金押し押え木製目地切
巾木	塗装合板型枠打放しA種
壁	EP-G塗り PBT=12.5下地 腰壁: 合板厚5.5 木材保護塗装塗り(クリアー)
天井	化粧野地板見出し
備考	

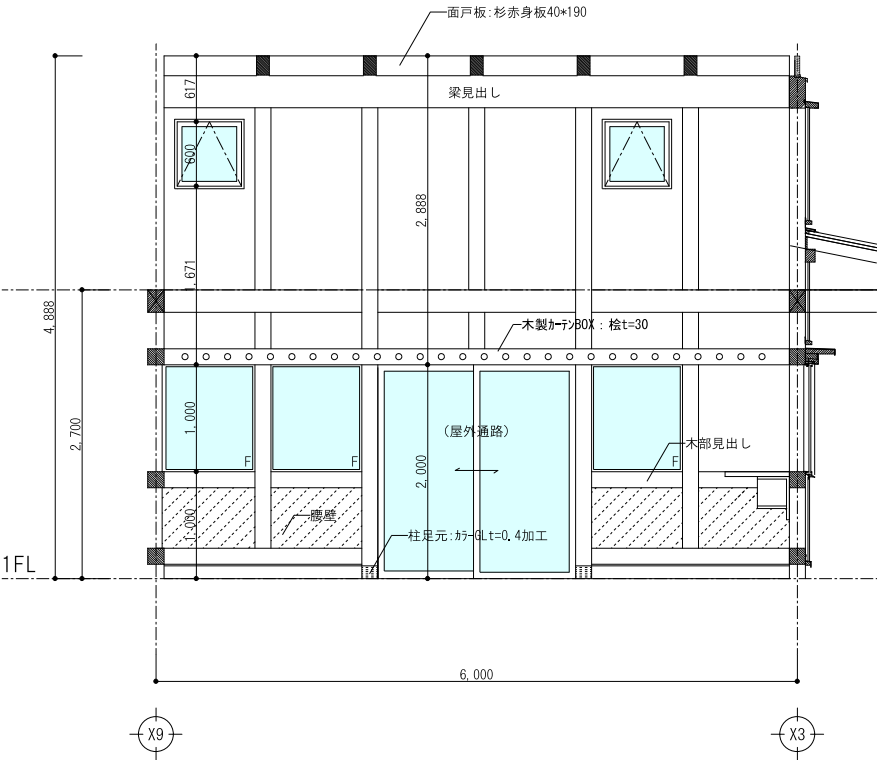


管理室

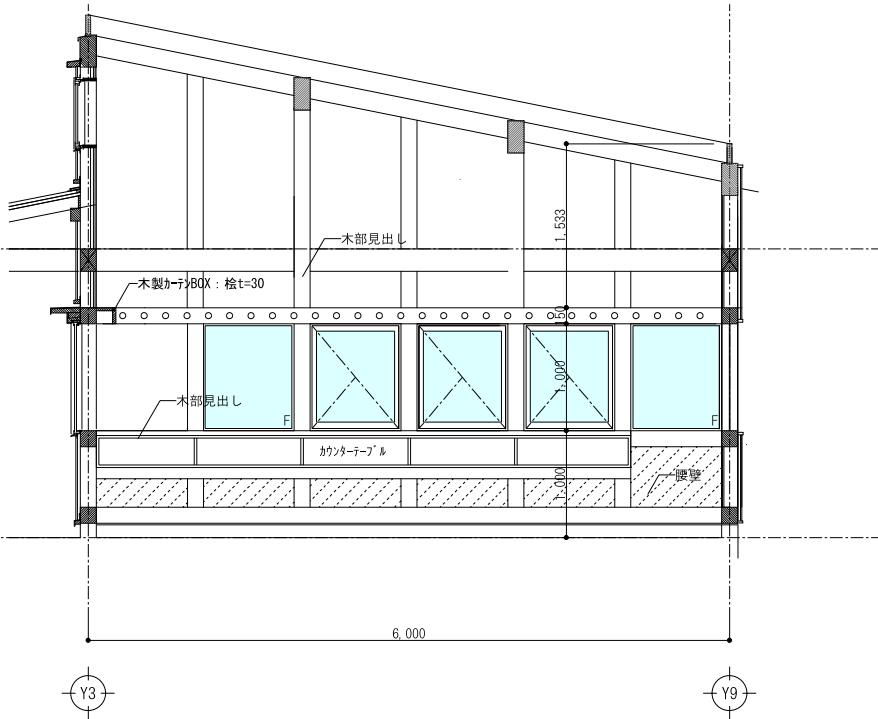
A 面



B 面



C 面



D 面

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 提出書類及び提出部数等は、次のとおりとし、1事業者につき1提案までとする。

様式番号	提出書類の名称	企画及び枚数制限	提出部数
1	企画提案書	(様式 1) A4 縦、片面 1 枚	正本 1 部 控 8 部
2	本業務の実施体系	(様式 2) A4 縦、片面 1 枚	
3	本業務の実施方針	(様式 3) A4 縦、片面 2 枚以内	
4	本業務の考え方	(様式 4) A4 縦、片面 2 枚以内 (追加様式(様式自由) A3 横、 片面 4 枚以内)	
5	経費見積書	A4 縦、片面 1 枚(様式自由)	

(2) 作成にあたっては、文字の大きさは、10 ポイント以上とすること。

※写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10 ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさとする。

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和7年7月1日(火)12 時00 分(必着)

※期限までにすべての必要書類を提出できない場合は受け付けない。

4 提出先

高知県宿毛市商工観光課(担当: 鎌田)

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話: 0880-62-1242

5 受理の通知

提出書類が期限までに到着し、受付が完了したときは、提出者に対して、受理した旨を通知する。

6 企画提案のポイント

(1) 業務に対する基本的な考え方

本委託業務の目的を達成するため、「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本計画書」(コンセプト、基本的な考え方、機能等)、道の駅来訪者のトレンド等を明確にすること。

(2) 実施内容

①コンセプトの視覚化

- ・宿毛の自然の豊かさを表現できるデザイン

②魅力的な店舗デザイン

- ・店内配色、壁・天井・床等の仕様、装飾等が、魅力的で親しみやすく入店しやすいもの
- ・お客様が売場に気づき、興味・関心を抱き、入店し、店内を回遊し、商品を選んで買いたいと思わせるデザインやレイアウト
- ・物販、情報発信、商品磨き上げ等の物産館機能を効果的に発揮できるレイアウト
- ・県産木材など、自然素材の使用
- ・省スペースで軽食提供機能を備え、来訪者の利便性と滞在性の向上を図るレイアウト
- ・休憩機能を設け、快適な滞在環境の確保

③独自性

物産館の魅力を高めることのできる独自視点での提案

(3) 業務実績及び業務執行能力等

- ①優れた類似の業務実績があり、十分な能力と経験を有する責任者や担当者等を配置し、業務を円滑に遂行できる組織体制を確保すること(体制、一級建築士の所属人数、技術資格や経験年数等)

- ②事業実施の工程計画について、業務を遂行するために具体的かつ現実的に組み立てること

(4) 経費見積書

事業に必要な経費について、本業務の仕様書及び提案内容を実施するために必要な経費を積算すること。

7 企画提案にあたっての留意事項

(1) 提案は、別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館整備設計委託業務公募型プロポーザル仕様書」に基づき、記載すること。

(2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(3) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。

(5) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合がある。

- ①虚偽の内容が記載されているもの

- ②企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

企 画 提 案 書

業務名：道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

上記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

(建築設計事務所名)

(共同企業体名)

(代表者)

住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者 役職名 氏名

(構成員)

住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者 役職名 氏名

※単独で参加する場合、(共同企業体)、(代表者)、(構成員)等の記載を削除すること。

本業務の実施体制

担当		フリガナ 氏名	年齢	資 格	設計実績 (業務名、完了時期 (和暦))
			実務経験 年数		
管理技術者			歳		
			年		
意匠	主任技術者 (意匠担当)	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
構造	主任技術者 (構造担当)	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
電気設備	主任技術者 (設備担当)	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
機械設備	主任技術者 (設備担当)	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
積算	主任技術者 (積算担当)	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		
	担当	()	歳		
			年		

- 備 考
1. 「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル募集要領」の別紙 2-1 から 2-4 までを、本様式の参考資料として添付すること。
 2. 複数の分野を担当する職員についてはそれぞれ記入すること。
 3. 担当欄の業務分類や数等が不足する場合は、適宜、欄を追加したうえで記入すること。
 4. 構成員及び協力事務所に該当する者は、氏名の下の () に記入すること。
 5. 設計実績は、商業施設等における類似の設計・監理等を記入すること。

本業務の実施方針

本業務の実施方針について、下記①から④の項目をそれぞれ簡潔に記載すること。

①本業務への取組体制、組織図等(指揮命令系統がわかるもので、構成員及び協力事務所を含む)

②設計チームの特徴

③特に重視する設計上の配慮事項(意匠・構造・電気設備・機械設備・積算等の各分野)

④その他本業務の実施にあたってのポイント

本業務の考え方

本業務の考え方について、物産館のコンセプトの体现や機能等を充分に発揮するためのデザイン、配置、動線等を、設計上の特徴・留意点や現実的な対策を具体的に記載すること。

- | |
|--|
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1. 「建築設計業務委託特記仕様書」等を踏まえること。2. 本様式 A 4 判 (タテ) 2 枚以内にまとめること。3. 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図やイメージパース図、ゾーニング図等は使用できるが、具体的な設計図、模型 (模型写真を含む)、透視図等は提出しないこと。なお、本様式に馴染まない場合は、別途、様式自由で、A 3 判 (ヨコ) で 4 枚以内での追加を可とする。 |
|--|

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

公募型プロポーザル審査要領

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件を満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加事業者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加事業者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加事業者

2 審査の項目及び点数

総合点数は、審査員1人あたり100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 基本的な考え方(20点)
- (2) 実施内容(60点)
- (3) 業務実績及び業務執行能力等(20点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所(予定)

- ・日時: 令和7年7月中旬
- ・場所: 宿毛市役所 3階会議室

(2) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションの時間は、1参加事業者あたり20分以内とする
- ・プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(20分以内)を設ける
- ・開催時間等は、別途通知する

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別表「審査基準」に基づき、審査を行う。

- (3)すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、総合点数の60%以上を獲得している得点の高い者から順に候補者と次点者を決定する。
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定し、経費見積が同額の場合は順位点が高かった候補者を選定する。
- (5)参加者が6者以上の場合は、1次審査として、別表「審査基準」に基づき、審査委員及び審査委員会事務局による書面審査を令和7年7月中旬に行う。

(別表)審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	合計
(1) 基本的な考え方	・「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館基本計画書」(コンセプト、基本的な考え方、機能等)、道の駅来訪者のトレンド等を捉まえたものとなっているか。	20	20
(2) 実施内容	①コンセプトの視覚化 ・宿毛の自然の豊かさを表現できるデザインが的確にできているか。	20	60
	②魅力的な店舗デザイン ・店内配色、壁・天井・床等の仕様、装飾等が、魅力的で親しみやすく入店しやすいものとなっているか。 ・お客様が売場に気づき、興味・関心を抱き、入店し、店内を回遊し、商品を選んで買いたいと思わせるデザイン、レイアウト等となっているか。 ・物販、情報発信、商品磨き上げ等の効果的に発揮できるレイアウトとなっているか。 ・県産木材など自然素材を使用する提案となっているか。 ・省スペースで軽食提供機能を備え、来訪者の利便性と滞在性の向上を図る提案となっているか。 ・誰もが気軽に利用できる休憩機能を設け、快適な滞在環境を確保する提案となっているか。	30	
	③独自性 ・物産館の魅力を高めることのできる独自視点での提案が盛り込まれているか。	10	
(3) 業務実績及び業務執行能力等	・優れた類似の業務実績があり、十分な能力と経験を有する責任者や担当者等が配置され、業務を円滑に遂行できる組織体制が確保されているか(体	20	20

	制、一級建築士の所属人数、技術資格や経験年数等)事業実施の工程計画について、業務を遂行するために具体的かつ現実的に組み立てられているか。		
			100

【評価点】

点数 (10 点満点)	点数 (20 点満点)	点数 (30 点満点)	評価
10	20	30	評価基準を特別大きく上回っている
8	16	24	評価基準を大いに満たしている
6	12	18	標準的
4	8	12	評価基準を下回っている
2	4	6	評価基準を大きく下回っている